証券コード　5216
令和２年４月22日

株　主　各　位

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所
代表取締役社長　時　　慧

第45回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り誠にありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。また、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第45回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本継続会は、令和２年３月30日開催の第45回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第45回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬　具

記

１．日　　時　令和２年５月７日（木曜日）午前10時

２．場　　所　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所本社
（開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第45期（平成31年１月１日から令和元年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

◎本開催ご通知の提供書面のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kuramoto.co.jp/）に掲載しておりますので、本開催ご通知の提供書面には記載しておりません。
従いまして、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本開催ご通知の提供書面の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。

◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kuramoto.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成31年１月１日から
令和元年12月31日まで）

１．株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（平成31年１月１日～令和元年12月31日）におけるわが国経済は、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等によるリスクがある状況で推移いたしました。

このような環境の中、経営改革施策によるコスト削減等の効果は現れてはいるものの、前年から引き続き受注が低迷したことから売上は低調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、1,227百万円（前期比19.2％減）に、営業損失は358百万円（前期は営業損失198百万円）に、経常損失は435百万円（前期は経常損失290百万円）に、当期純損失は1,081百万円（前期は当期純損失290百万円）となりました。②　企業の設備投資の状況

当事業年度は、製造設備への投資を中心に37百万円の投資を実施しました。主な内訳は、製造設備への投資18百万円、老朽化設備の更新７百万円であります。

③　企業の資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第 42 期 (平成28年12月期)	第 43 期 (平成29年12月期)	第 44 期 (平成30年12月期)	第 45 期 (当事業年度) (令和元年12月期)
売上高	(百万円)	2,455	1,818	1,518	1,227
経常損失（△）	(百万円)	△674	△233	△290	△435
当期純損失（△）	(百万円)	△503	△216	△290	△1,081
１株当たり当期純損失（△）	(円)	△31.18	△13.40	△18.02	△66.99
総資産	(百万円)	4,031	2,876	2,454	1,217
純資産	(百万円)	455	240	△55	△1,135
１株当たり純資産額	(円)	28.23	14.91	△3.43	△70.37

(注) １株当たり当期純損失は期中平均自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出し、１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

連結子会社でありました株式会社倉元マシナリーの全株式を平成31年３月28日に譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、前事業年度までに５期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、前事業年度末において、55百万円の債務超過となりました。また、当事業年度においても、営業損失358百万円、経常損失435百万円、当期純損失1,081百万円を計上した結果、1,135百万円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」という。）の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和２年３月30日の事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第３回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

当社は、当該事業再生計画に基づき、以下の施策を実施してまいります。

①スポンサーからの支援

イ．資金調達（第三者割当による新株式の引受け）

当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から総額700百万円の出資を受けることにより、資本の充実を図ります。当社は、この資金を設備投資、運転資金、金融債務の弁済の原資とし、当社の財務体質の抜本的な改善を図ります。

なお、上記700百万円の出資により発行する株式の内容、払込金の使途等の詳細については、「個別注記表（重要な後発事象）第三者割当による新株の発行」をご参照ください。

ロ．役員の派遣

当社は、上記のスポンサーによる出資実行後、以下のとおり代表取締役はじめ４名の役員の派遣による組織面のご支援をいただきます。

代表取締役　時　　慧　氏（ニューセンチュリーキャピタル株式会社代表取締役）
取締役　小峰　衛　氏（インターバルブテクノロジー株式会社代表取締役）
取締役　宮澤　浩二氏（株式会社DGテクノロジーズ技術顧問）
取締役　吴　　征瑜氏（深圳诺康医疗设备股份有限公司（Novocare社）CEO）

②事業上の施策

イ．売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウェーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

ロ．収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入、成膜技術を活用した金属特殊コーティング事業への参入）の収益化、既存技術・設備の海外展開、中国法人である深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.（Novocare社））との業務提携を軸としたスポンサーによる新規事業（医療支援機器・プラットフォーム）の構築に加え、原価低減・電力費削減・役員報酬カットなどの全社コスト削減を実施してまいります。

ハ．企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

③金融機関による支援

イ．債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関７行より、既存借入金債務（総額2,154百万円）について、返済条件の変更によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権者たる取引金融機関の債権（以下「対象債権」という。）のうち、当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和８年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額（総額847百万円）について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ＡＤＲ手続成立後７年間で分割弁済を行います。

ロ．債務の免除

対象債権者たる取引金融機関より、既存借入金債務の一部について、免除によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権のうち非保全債権（総額200百万円）については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として、令和２年４月に一括弁済を実施し、同時に、その余（総額1,107百万円）については対象債権者たる取引金融機関より債務免除による支援を受ける予定です。

ただし、上記①ロ、②ロの一部（Novocare社との業務提携）及び③は、①イ記載の資金調達（第三者割当による新株式の引受け）を前提条件としているところ、本事業報告の承認日（令和２年３月30日）現在、当該第三者割当増資の実行の前提となる有価証券届出書等の効力は生じておらず、仮に、払込期間の末日である令和２年４月28日までにその効力が生じなかった場合には、当該第三者割当増資は実行されず、上記事業再生計画に基づく諸施策の実行は困難となり、事業の継続も困難となる可能性があります。

また、上記事業再生計画に基づき上記③ロの債務の免除を受けることに伴い、当社は、現在、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第604条の２第１項第３号（関連規則は第601条第１項第７号後段）及び同規程第605条第１項に定める再建計画等の審査中であり、上記事業再生計画を開示した日の翌日から起算して１か月間（令和２年３月31日～同年４月30日）の平均上場時価総額及び当該１か月間の最終日（令和２年４月30日）の上場時価総額のいずれもが５億円以上となったときは、上場が維持されますが、いずれかの条件を満たさなかった場合には上場が廃止されることとなります。

以上のとおり、上記事業再生計画に基づく諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(5) 主要な事業内容（令和元年12月31日現在）

当社はフラットパネルディスプレイ（FPD）用ガラス等の基板事業を主に営んでおります。

なお、従来ガラス基板事業としておりましたが、事業領域がガラス基板以外にも拡大しているため、基板事業に名称を変更しております。

また、産業用機械事業を営む株式会社倉元マシナリーの全株式を平成31年３月28日に譲渡し、産業用機械事業から撤退いたしました。

事業内容	主要製品
基板事業	FPD用ガラス基板等

(6) 主要な営業所及び工場（令和元年12月31日現在）

種別	所在地
本社	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
東京オフィス	東京都千代田区鍛冶町1丁目10番4号 丸石ビルディング4F
若柳工場	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
花泉工場	岩手県一関市花泉町油島字内別当19番地の1

(7) 使用人の状況（令和元年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113(23)名	△12(13)名	46.3歳	24.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数を( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和元年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	647百万円
株式会社みずほ銀行	473
株式会社七十七銀行	350
株式会社百五銀行	316
株式会社商工組合中央金庫	277

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

訴訟の和解の件

当社は、平成29年11月15日に、当社旧桃生工場の不動産に関する売却契約を締結し、同月29日に引渡を完了しましたが、平成31年２月13日、売却先である有限会社うしちゃんファームより、売買目的物に瑕疵があったこと、契約段階での当社の説明に義務違反があったことなどを理由に、登記手続費用、固定資産税、不動産取得税等の支払いを求めて提起され訴訟が継続しておりました。

当社は、仙台地方裁判所からの和解勧告を受け、協議の結果、訴訟継続による経営への影響や費用負担などを総合的に勘案して和解に応じることとし、令和元年12月26日付で和解が成立いたしました。

上記和解に伴い、当事業年度において、和解金20,029千円を特別損失として計上しております。

２．株式に関する事項

株式の状況（令和元年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　33,700,000株

② 発行済株式の総数　16,142,290株（自己株式880株を除く）

③ 株主数　7,649名（前期末比 368名増）

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
鈴木　聡	1,308千株	8.1%
有限会社クラモトＦ＆Ｆ	911	5.6
太田　光俊	500	3.1
株式会社七十七銀行	315	2.0
Monex Boom Securities (H.K.) Limited－Clients' Account	275	1.7
福田　泰二	168	1.0
叶　毓菁	157	1.0
石井　信弘	153	1.0
嗣江　建栄	151	0.9
片桐　将晴	132	0.8

（注）持株比率は自己株式(880株)を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

①　取締役及び監査役の状況（令和元年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　聡	
取締役	関根紀幸	経営管理部長
取締役	佐藤昭則	製造部長
取締役	千葉和彦	営業部長
監査役（常勤）	菅原信次	
監査役	筒井俊明	税理士法人さくらパートナーズ代表社員
監査役	岩本征夫	

（注）１．監査役の筒井俊明及び岩本征夫の両氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
２．監査役筒井俊明氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
３．監査役岩本征夫氏は銀行出身者として財務面等に関する相当程度の知見を有しています。
４．当社は、監査役筒井俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②　取締役及び監査役に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (-)	33百万円 (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	7 (2)
合計 （うち社外役員）	7 (2)	41 (2)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役及び監査役の報酬限度額については、平成７年３月30日開催の第20回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

ⅰ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役筒井俊明氏は、税理士法人さくらパートナーズ代表社員であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。

・監査役岩本征夫氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

ⅱ　当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
筒　井　　俊　明	当事業年度開催の取締役会21回（臨時取締役会９回を含む）のうち６回に出席、同監査役会13回（臨時監査役会２回を含む）のうち６回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で税理士という専門的見地により意見を表明しております。
岩　本　　征　夫	当事業年度開催の取締役会21回（臨時取締役会９回を含む）のうち13回に出席、同監査役会13回（臨時監査役会２回を含む）のうち13回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で銀行出身者という幅広い視点と経験を基に意見を表明しております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社におきましても近時の社外取締役選任の有効性に関する議論をふまえ、社外取締役候補者の選定を行っているところであります。選定にあたりましては、企業経営及び当社の現況への理解とともに、当社が属する業界に関する知見並びに客観的な視点での意見をいただくための当社経営者からの独立性を有することを要件としております。

なお、令和２年３月30日開催の第45回定時株主総会において吳征瑜氏が社外取締役として選任されましたが、選任の効力は、第三者割当増資の払込がなされた日に生じるものとなっております。

５．会計監査人に関する事項

① 名称　　監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上段の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の監査の品質等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

６．業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に対する基本方針

当社は、平成18年５月15日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を次のとおり整備することを決議いたしました。

また、平成21年２月19日には全面的に見直しを行い修正したほか、反社会的勢力の排除につき追記しております。

【内部統制の基本方針】

当社は、「経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼されること」を内部統制の基本方針としております。

このため、経営環境の変化に迅速且つ適切に対応するとともに、企業倫理と法令遵守の徹底及び適切な情報開示を行う内部統制の体制を以下のとおり整備し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼確保に努めます。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」の浸透・徹底により社会的責任とコンプライアンス意識の向上を図るとともに意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務の権限と責任及び指示命令系統を明確にし、適正且つ効率的な業務運営を行う体制を確保します。この中でコンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス上の重要な問題の審議を行うほか、ディスクローズ委員会とＩＲ担当部署を設置し適切な情報の適時開示を推進します。

また、業務執行の適切性や資産の健全性の確保のため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し当社の内部監査及び内部統制のモニタリングを定期的に行い、代表取締役社長及び監査役に内部統制の適切性・有効性に関する報告を行います。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、法令及び社内規程に基づき、適正にその保存・管理を行います。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、取締役会はリスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに関する方針及び施策を総合的に検討し、リスク管理委員会は取締役会等における経営判断に資する重要な判断材料を提供します。

また、事業部門及び各部門は各々関わるリスクの情報収集・評価・特定・対策等のリスク管理を行い、定期的にその管理状況を取締役会に報告します。

４．取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針及び重要な業務執行の意思決定並びに業務執行の監督を行います。

また、業務執行の有効性と経営の効率性を図る観点から経営環境の変化に迅速且つ的確に対応するため、代表取締役社長、取締役、監査役、事業責任者及び部門責任者等で構成される経営会議にて、速やかに取締役会付議事項の審議・決定及び業務のマネジメントを行います。

５．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人として、内部監査部門に監査役付き社員を配置します。当該社員は監査役の指示に基づき職務を行うとともに、監査役会事務局の補助を行います。

なお、監査役付き社員の独立性を確保するため、当該社員の任命・人事異動・人事考課に関わる事項は、常勤監査役の意見を尊重します。

６．取締役及び使用人が監査役に報告を行うための体制、その他の監査役への報告等に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けます。監査役が取締役及び使用人に対して業務執行の報告を求めた場合又は当社の財産の状況を調査する場合は、取締役及び使用人は迅速且つ的確に対応します。

また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生或いは発生する恐れがある時、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じた時は、遅滞なく監査役に報告します。加えて、違法又は不正な行為を発見した時には、直接或いは内部通報制度を通じて監査役に遅滞なく報告します。

７．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を行うとともに、内部監査部門及び監査法人と定期的に情報交換を行うことにより監査の実効性を確保します。

また、業務執行において法的側面からの判断を必要とする場合は、適宜弁護士・監査法人から助言を受けて監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

８．反社会的勢力の排除

当社は、「企業理念」及び「内部統制の基本方針」にて社会に対する責任を明示し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、それら勢力とは一切の関係を遮断することを基本的な考えとしております。

この基本的な考えに基づき、コンプライアンス遵守の諸規程の中で、反社会的勢力との関係拒否や当該勢力からの接触を通報するルール等を設け、総務部が警察や弁護士及び外部の専門機関等と連絡を取り、助言等を受けて対処する体制を整備しております。

９．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

(2) リスク管理規程に則り、取締役会や経営会議においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めました。

(3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 当事業年度の内部監査方針に基づき、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施いたしました。

（注）この事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

（令和元年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**403,779**	**流動負債**	**2,059,107**
現金及び預金	37,026	支払手形	42,448
受取手形	4,839	買掛金	538
電子記録債権	39,332	短期借入金	1,887,498
売掛金	169,232	未払金	99,564
商品及び製品	19,832	未払費用	7,656
仕掛品	14,090	未払法人税等	6,068
原材料及び貯蔵品	71,081	その他	15,333
前払費用	10,780	**固定負債**	**294,603**
その他	58,162	長期借入金	267,341
貸倒引当金	△20,600	退職給付引当金	11,016
固定資産	**814,018**	その他	16,245
有形固定資産	**786,875**	**負債合計**	**2,353,710**
建物	279,554	**純資産の部**	
土地	507,321	**株主資本**	**△1,133,776**
投資その他の資産	**27,142**	**資本金**	**80,000**
投資有価証券	16,568	**資本剰余金**	**158,755**
その他	32,407	その他資本剰余金	158,755
貸倒引当金	△21,833	**利益剰余金**	**△1,372,120**
		その他利益剰余金	△1,372,120
		繰越利益剰余金	△1,372,120
		自己株式	**△411**
		評価・換算差額等	**△2,136**
		その他有価証券評価差額金	**△2,136**
		純資産合計	**△1,135,912**
資産合計	**1,217,798**	**負債・純資産合計**	**1,217,798**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成31年１月１日から
令和元年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,227,482
売上原価		1,263,818
売上総損失		36,336
販売費及び一般管理費		322,592
営業損失		358,928
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	762	
不動産賃貸料	20,937	
助成金収入	1,424	
その他	6,368	29,492
営業外費用		
支払利息	62,594	
支払手数料	40,079	
その他	3,458	106,132
経常損失		435,568
特別利益		
固定資産売却益	154	
関係会社株式売却益	0	
貸倒引当金戻入額	50,244	50,399
特別損失		
固定資産除却損	663	
減損損失	668,963	
投資有価証券清算損	401	
和解金	20,029	690,058
税引前当期純損失		1,075,227
法人税、住民税及び事業税	6,068	6,068
当期純損失		1,081,295

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成31年１月１日から
令和元年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成31年１月１日残高	80,000	158,755	158,755	△290,825	△290,825	△411	△52,480
事業年度中の変動額							
当期純損失				△1,081,295	△1,081,295		△1,081,295
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,081,295	△1,081,295	－	△1,081,295
令和元年12月31日残高	80,000	158,755	158,755	△1,372,120	△1,372,120	△411	△1,133,776

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成31年１月１日残高	△2,949	△2,949	△55,430
事業年度中の変動額			
当期純損失			△1,081,295
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	813	813	813
事業年度中の変動額合計	813	813	△1,080,482
令和元年12月31日残高	△2,136	△2,136	△1,135,912

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和２年３月30日

株式会社倉元製作所
　取締役会　御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　直　人　㊞

業務執行社員　公認会計士　藤　田　憲　三　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社倉元製作所の平成31年１月１日から令和元年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに５期連続で当期純損失を計上し、前事業年度末において、55百万円の債務超過となった。また、当事業年度においても、当期純損失1,081百万円を計上した結果、1,135百万円の債務超過の状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

２．「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、令和２年３月13日開催の取締役会において、令和２年３月30日開催の第45回定時株主総会に第三者割当による新株の発行について付議することを決議し、同株主総会（特別決議）において承認可決されている。

３．「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、令和２年３月30日開催の第３回債権者会議の続会において、全ての取引金融機関の同意により事業再生ＡＤＲ手続が成立し、借入金返済条件の変更及び債務免除を受ける予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年３月30日

株式会社倉元製作所　監査役会

常勤監査役　菅原信次　㊞

監査役　筒井俊明　㊞

監査役　岩本征夫　㊞

(注)監査役筒井俊明及び岩本征夫の両名は、会社法第２条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会継続会会場ご案内略図

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所本社
電話　0228-32-5111（代）

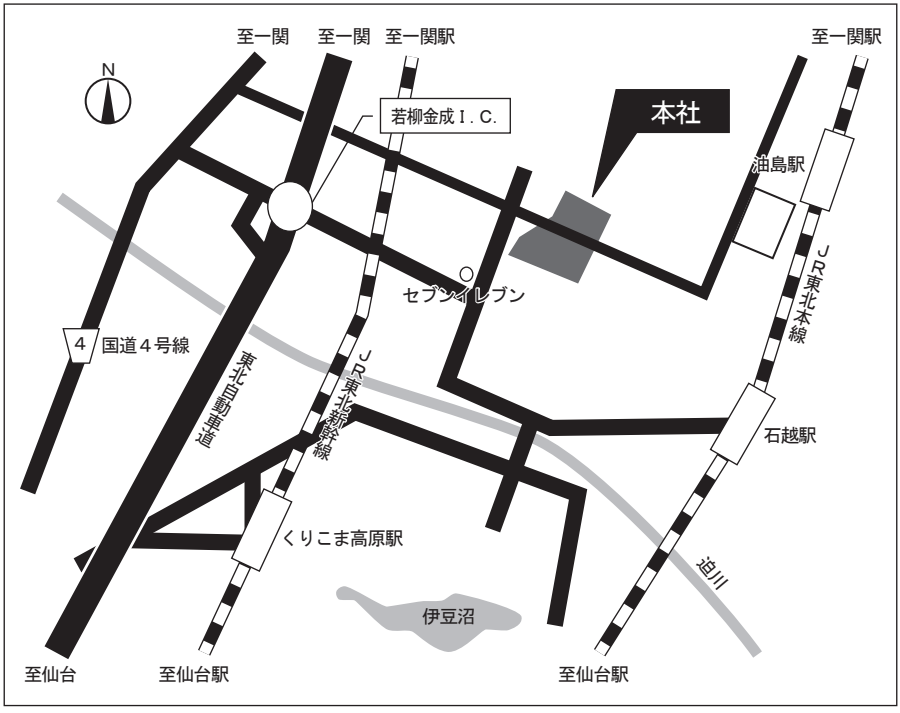

・東北新幹線「くりこま高原駅」から車で15分
・ＪＲ東北本線「石越駅」から車で15分
・東北自動車道 若柳金成インターチェンジより車で10分

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

個　別　注　記　表

（平成31年１月１日から令和元年12月31日まで）

株式会社倉元製作所

「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.kuramoto.co.jp/）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度までに５期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、前事業年度末において、55百万円の債務超過となりました。また、当事業年度においても、営業損失358百万円、経常損失435百万円、当期純損失1,081百万円を計上した結果、1,135百万円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」という。）の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和２年３月30日の事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第３回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

当社は、当該事業再生計画に基づき、以下の施策を実施してまいります。

(1) スポンサーからの支援

①資金調達（第三者割当による新株式の引受け）

当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から総額700百万円の出資を受けることにより、資本の充実を図ります。当社は、この資金を設備投資、運転資金、金融債務の弁済の原資とし、当社の財務体質の抜本的な改善を図ります。

なお、上記700百万円の出資により発行する株式の内容、払込金の使途等の詳細については、「（重要な後発事象）第三者割当による新株の発行」をご参照ください。

②役員の派遣

当社は、上記のスポンサーによる出資実行後、以下のとおり代表取締役はじめ４名の役員の派遣による組織面のご支援をいただきます。

代表取締役　時　　慧　氏（ニューセンチュリーキャピタル株式会社代表取締役）
取締役　小峰　衛　氏（インターバルブテクノロジー株式会社代表取締役）
取締役　宮澤　浩二氏（株式会社DGテクノロジーズ技術顧問）
取締役　吴　　征瑜氏（深圳诺康医疗设备股份有限公司（Novocare社）CEO）

(2) 事業上の施策

①売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウェーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

②収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入、成膜技術を活用した金属特殊コーティング事業への参入）の収益化、既存技術・設備の海外展開、中国法人である深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.（Novocare社））との業務提携を軸としたスポンサーによる新規事業（医療支援機器・プラットフォーム）の構築に加え、原価低減・電力費削減・役員報酬カットなどの全社コスト削減を実施してまいります。

③企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

(3) 金融機関による支援

①債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関７行より、既存借入金債務（総額2,154百万円）について、返済条件の変更によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権者たる取引金融機関の債権（以下「対象債権」という。）のうち、当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和８年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額（総額847百万円）について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ＡＤＲ手続成立後７年間で分割弁済を行います。

②債務の免除

対象債権者たる取引金融機関より、既存借入金債務の一部について、免除によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権のうち非保全債権（総額200百万円）については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として、令和２年４月に一括弁済を実施し、同時に、その余（総額1,107百万円）については対象債権者たる取引金融機関より債務免除による支援を受ける予定です。

ただし、上記(1)②、(2)②の一部（Novocare社との業務提携）及び(3)は、(1)①記載の資金調達（第三者割当による新株式の引受け）を前提条件としているところ、本計算書類承認日（令和２年３月30日）現在、当該第三者割当増資の実行の前提となる有価証券届出書等の効力は生じておらず、仮に、払込期間の末日である令和２年４月28日までにその効力が生じなかった場合には、当該第三者割当増資は実行されず、上記事業再生計画に基づく諸施策の実行は困難となり、事業の継続も困難となる可能性があります。

また、上記事業再生計画に基づき上記(3)②の債務の免除を受けることに伴い、当社は、現在、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第604条の２第１項第３号（関連規則は第601条第１項第７号後段）及び同規程第605条第１項に定める再建計画等の審査中であり、上記事業再生計画を開示した日の翌日から起算して１か月間（令和２年３月31日～同年４月30日）の平均上場時価総額及び当該１か月間の最終日（令和２年４月30日）の上場時価総額のいずれもが５億円以上となったときは、上場が維持されますが、いずれかの条件を満たさなかった場合には上場が廃止されることとなります。

以上のとおり、上記事業再生計画に基づく諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

２．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品(上記を除く)	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。） なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 建物　　18～31年
② 無形固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。 自社利用のソフトウエア　　５年

(3)引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

３．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	262,996千円
土地	493,691千円
計	756,687千円

上記の物件に対応する債務

短期借入金	1,651,363千円
長期借入金	244,369千円
計	1,895,733千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　20,687,326千円

(3) 期末日満期手形等の処理について

期末日満期手形等の処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日は金融機関が休日のため、次のとおり期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

電子記録債権	1,325千円
支払手形	18,597千円

５．損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
宮城県栗原市	基板加工設備	機械装置他
岩手県一関市	基板加工設備	機械装置他

当社は、原則として事業用資産については全社でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

基板加工設備については、現在の事業環境及び今後の業績見通し等を勘案し将来の回収可能性について検討いたしましたが、早期の改善が困難であり、回収可能性が乏しいと認められた資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失668,963千円として特別損失に計上しております。その内訳は建物145,968千円、構築物18,158千円、機械及び装置85,049千円、車両運搬具0千円、工具器具備品1,775千円、土地351,054千円、借地権35,333千円、ソフトウエア27,812千円、無形固定資産その他3,810千円であります。

なお、上記の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地、建物については、不動産鑑定評価等を基準とした価格、その他の資産については、処分可能性を考慮しゼロと評価しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,143,170株	－株	－株	16,143,170株

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	880株	－株	－株	880株

配当に関する事項

該当事項はありません。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	25,376千円
減価償却の償却超過額	255,970千円
減損損失	857,459千円
退職給付引当金	3,972千円
貸倒引当金	14,372千円
投資有価証券評価損	13,616千円
繰越欠損金	1,913,898千円
その他	3,512千円
繰延税金資産小計	3,088,178千円
評価性引当額	△3,088,178千円
繰延税金資産合計	－千円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権リスクに関しては、当社の与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を決算期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券のリスクに対しましては、定期的に時価を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務や借入金のリスクに対しましては、担当部門において月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和元年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	37,026	37,026	－
② 受取手形	4,839	4,839	－
③ 電子記録債権	39,332	39,332	－
④ 売掛金	169,232		
貸倒引当金(※)	(20,600)		
	148,632	148,632	－
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	16,061	16,061	－
資産計	245,893	245,893	－
⑥ 支払手形	42,448	42,448	－
⑦ 買掛金	538	538	－
⑧ 短期借入金	1,887,498	1,887,498	－
⑨ 未払金	99,564	99,564	－
⑩ 長期借入金	267,341	267,341	－
負債計	2,297,390	2,297,390	－

(※) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権及び④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑥ 支払手形、⑦ 買掛金、⑧ 短期借入金及び⑨ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額507千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　△70円37銭

(2) １株当たり当期純損失　66円99銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株の発行

当社は、令和２年３月13日開催の取締役会において、令和２年３月30日開催の第45回定時株主総会に、第三者割当による新株の発行について付議することを決議し、同株主総会（特別決議）において承認可決されました。

①発行株式の種類及び数　当社普通株式　15,438,949株

②払込金額　1株につき45.34円

③払込金額の総額　700百万円

④増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額　350百万円

増加する資本準備金の額　350百万円

⑤申込期日　令和２年４月７日

⑥払込期間　令和２年４月７日から同年４月28日

⑦割当先及び割当株式数　ニューセンチュリー有限責任事業組合　15,438,949株

⑧調達する資金の額、使途及び支出予定時期

イ．調達する資金の額

払込金額の総額　700百万円

発行諸費用の概算額　９百万円

差引手取概算額　691百万円

ロ．調達する資金の使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
設備投資資金（既存事業）	150百万円	令和４年４月～令和６年12月
設備投資資金（精密加工等）	100百万円	令和２年４月～令和３年12月
設備投資資金（NOVOCARE事業）	150百万円	令和２年４月～令和４年12月
運転資金	91百万円	令和２年４月～同年12月
既存借入金債務の弁済資金	200百万円	令和２年４月

⑨その他重要な事項

イ．総数引受契約の締結及び株式の引受の前提条件

・当社代表取締役社長鈴木聡が、同人名義の普通株式全て（1,308,690株）を当社に無償譲渡すること

・当社及びニューセンチュリー有限責任事業組合の表明保証がいずれもスポンサー契約締結日及び払込日現在において、その全ての重要な点において真実かつ正確であること

・当社の株式の発行についての有価証券届出書の届出の効力が発生していること

ロ．解除条件

・上記前提条件が充足されない場合

・相手方にスポンサー契約についての重要な違反があり、その是正を催告したにもかかわらず相当の期間内に当該違反を是正しない場合

・相手方にスポンサー契約に定める表明保証違反がある場合

・スポンサー契約の履行を妨げる法的手続の申立てその他スポンサー契約の履行に重要な障害となる事由が発生した場合

・当社の再生に著しく重要な悪影響を与える事実が存在することが明らかになった場合で、誠意をもって協議してもこれを解決できない場合

ハ．有価証券届出書の効力発生予定

本第三者割当増資の払込みは、東北財務局に提出した本第三者割当増資に関する金融商品取引法に基づく有価証券届出書（令和２年３月13日届出）及びこれに関する訂正届出書（同月18日、同月23日及び同月27日届出）の全ての効力が発生した後に実行される予定ですが、本日現在、これらの効力は発生しておりません。

本第三者割当増資に関する有価証券届出書及び訂正届出書の効力は、令和２年３月27日付け訂正届出書の受理日から15日の待機期間経過後の同年４月12日に発生する見込みです。

ただし、この効力発生日よりも前に更に訂正届出書を提出する必要が生じた場合には、効力発生日は更に遅れる可能性があります。また、仮に、払込期間の末日である令和２年４月28日までにこれらの効力が発生しなかった場合には、本第三者割当増資は実行されないこととなります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、令和２年３月13日開催の取締役会において、令和２年３月30日開催の第45回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

①資本金及び資本準備金の額の減少の目的

「(1) 第三者割当による新株の発行」により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ350百万円増加する見込みであり、今後の成長戦略を的確に実施していくための財務戦略の一環として、資本政策の機動性及び柔軟性を確保すること及び課税標準を抑制すること等を目的とし、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行います。

なお、本件は本第三者割当増資の払込がなされることを条件とします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

イ．減少する資本金の額

資本金の額　430百万円のうち350百万円

（注）資本金の額430百万円は、当事業年度末の資本金の額80百万円、第三者割当増資によって増加する資本金の額350百万円の合計額です。

ロ．減少する資本準備金の額

資本準備金の額　350百万円のうち350百万円

（注）資本準備金の額350百万円は、第三者割当増資によって増加する資本準備金の額350百万円です。

ハ．増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金　700百万円

③資本金及び資本準備金の額の減少の日程

イ．取締役会決議日	令和２年３月13日
ロ．株主総会決議日	令和２年３月30日
ハ．債権者異議申述最終期日	令和２年５月28日（予定）
ニ．効力発生日	令和２年６月１日（予定）

④その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

(3) 自己株式の無償取得

当社は、令和２年３月13日開催の取締役会において、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第１号の規定に基づく自己株式の無償取得について、次のとおり決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

当社は、事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案を策定するなかで、株主責任及び経営責任の一環として、筆頭株主である当社代表取締役社長鈴木聡との間で、同氏が保有する当社普通株式のすべてを当社が無償で取得することについて合意しました。

なお、本件は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から当社への第三者割当増資700百万円の払込日における当該払込みの直前に実行されることとなっております。

②取得の内容

イ．取得する株式の種類　当社普通株式

ロ．取得する株式の総数　1,308,690株

ハ．取得日　第三者割当増資の払込日における当該払込みの直前まで

ニ．取得先　当社代表取締役社長　鈴木聡

(4) 事業再生ＡＤＲ手続の成立

当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、事業再生ＡＤＲ手続の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和２年３月30日開催の事業再生ＡＤＲ手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第３回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

これにより、「(1) 第三者割当による新株の発行」が実行された場合、以下の借入金返済条件の変更及び債務免除を受ける予定です。

①目的

今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため

②借入先の名称

株式会社七十七銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社百五銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社北都銀行、株式会社足利銀行

③条件変更及び債務免除の内容、実施時期又は期間

対象債権者たる取引金融機関の債権総額2,154百万円（以下「対象債権」といいます。）のうち当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和８年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額総額847百万円について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ＡＤＲ手続成立後７年間で分割弁済を行います。

また、対象債権のうち非保全債権総額200百万円については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として令和２年４月に一括弁済を実施し、同時に、その余については対象債権者たる取引金融機関より総額1,107百万円の債務免除による支援を受ける予定です。

④損益に及ぼす影響

当該債務免除により、令和２年12月期において1,107百万円の債務免除益を特別利益として計上する見込みです。

⑤その他重要な事項

当社は、事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10％以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第604条の２第１項第３号の準用する同第601条第１項第７号後段、及び同規程第605条第１項に定める再建計画等の審査中であり、今後、当社株式は同規程に基づき、上場時価総額に関して１か月間（令和２年３月31日～同年４月30日）の平均上場時価総額及び当該１か月間の最終日（令和２年４月30日）の上場時価総額のいずれもが５億円以上となったときに上場が維持されることになります。